

令和8年6月18日

沼田町議会議長 小 峯 聡 様

議会改革調査特別委員会委員長 畑 地 誉

議会改革調査特別委員会中間報告

本委員会に付託された次の案件について、会議規則第47条第2項の規定により次のとおり中間報告する。

記

1. 調査付託された案件

議会基本条例に基づく議会運営及び改革の諸施策について調査・研究

2. 調査の日程

令和5年	7月10日	第1回	委員会
同	8月28日	第2回	委員会
同	10月2日	第3回	委員会
令和6年	3月18日	第4回	委員会
同	9月5日	第5回	委員会
同	10月8日	議会カフェ	
令和7年	6月4日	第6回	委員会
同	6月30日	第7回	委員会
同	8月28日	議会カフェ	
同	10月9日	第8回	委員会
同	11月14日	議会カフェ	
同	12月4日	第9回	委員会
令和8年	1月23日	第10回	委員会
同	1月29日	第11回	委員会
同	2月17日	第12回	委員会
同	3月25日	第13回	委員会
同	4月13日	第14回	委員会
同	4月22日	議会町民報告会	

令和 8 年	5 月	7 日	第 1 5 回	委員会
同	5 月	2 8 日	第 1 6 回	委員会
同	5 月	2 9 日	第 1 7 回	委員会

3. 調査報告

沼田町議会は「町民とつながる議会」を活動理念とし沼田町議会基本条例の趣旨に基づき、議会機能の充実と開かれた議会運営の推進に努めてきた。情報発信のあり方や町民との意見交換の確保については、更なる工夫と充実を図りながら引き続き取り組みを進めていく必要がある。

本特別委員会は、議会運営や議会改革の現状と課題について協議を重ね各項目の整理を行った。とりわけ議員定数については、次期改選期を見据え慎重に検討を行った結果、1名減の9名とする方向性を決定した。

(1) 議会の運営

議会の運営は、町民に開かれた議会を目指し、議会運営の充実に向けて取り組みを重ねてきた。より多くの町民が関心を持ち、傍聴しやすい環境を整えるため「ナイター議会」を実施してきたほか、次代を担う中学生が町長に一般質問をする「中学生議会」を開催するなど、議会の仕組みや役割への理解を深める機会の創出に努め、これらの取り組みについては継続的に実施してきた。

また、議会運営委員会とともに議員の資質向上を図るため研修会を開催し、一般質問のあり方や著作権に関する理解を深めるなど、必要な知識の習得に取り組んできた。

(2) 町民に開かれた議会

町民に開かれた議会の推進は、議会活動の見える化と情報発信の充実に努め、町民との意見交換の機会確保に取り組んできた。

議会定例会のインターネット中継を継続的に実施し、中継手段の改良を重ねることにより内容のわかりやすさや伝わりやすさの向上を図ってきた。引き続き、アーカイブ配信なども検討を進めていきたい。

また、沼田町議会基本条例に基づき、広報・広聴のあり方も時代に即した情報発信に努め、議会広報誌にA Iを活用して作成するなど、議会D Xの推進を図ってきた。

さらに、自治振興協議会や議会モニターとの意見交換を通じて、町民の声や意見を直接把握する機会の充実に努めてきたほか、それらの意見を議会運営や広報誌の作成に活かしてきた。新たに広く町民との対話の場として議会カフェを3回開催し、議会を身近に感じてもらい、自由な意見交換を行う機会の創出に取り組んできた。

（３）議員定数

沼田町議会基本条例における議員定数の改正は、町政の課題、将来の展望及び町民の多様な意見を十分に考慮し、議員の定数に関する条例改正は議員が提案するよう努め、その理由は説明責任を果たすものとされている。

本特別委員会は、議会の役割や機能の維持、さらには将来を見据えた持続可能な議会体制のあり方について検討を行ってきた。

議員のなり手不足の解消から始まった議論では、議会カフェなどを通じて町民と意見交換を行い参考とした。定数の「維持」か「削減」かで意見が分かれていた。

定数維持の意見では、定数を減らすと競争と負担が発生し、議員報酬とのバランスもあり活性化が図られない。定数削減は効率化ではなく議員の多様性が失われてしまうことや、二代表制の趣旨が損なわれ、選挙戦の実現とはリンクしないのではとの意見があった。

一方で定数削減の意見では、２期連続での無投票という結果から、議会に興味を失うことが懸念され、選挙を通して候補者の政策を訴える機会の実現を図ることで、町民のまちづくりに参画する意識を高めることが出来るのではないかと意見があった。

その結果、次期改選期を見据え、議長と委員長を除く多数決で５対３により議員定数を１名減の９名とすることを委員会採決により決定した。また、説明責任を果たす観点から広く町民に向けた議会報告会を開催した。

以上のことを踏まえ、中間報告とする。